

令和3年6月30日

労働災害防止団体、建設事業者団体、公共工事発注機関の長 殿

埼玉労働局労働基準部健康安全課長

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（再注意喚起）

日頃から安全衛生行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止については、令和2年10月27日付けでお知らせしているところです。

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害は、全国で5月から9月にかけて頻発したことから、今後夏期を迎えるにあたり、剥離剤を使用した塗料の剥離作業の場合、特に、

①作業場所をビニルシート等で隔離し、通風が不十分となる場合は、十分な換気を行うこと。

②作業者に体調不良等が生じた場合にすぐに必要な対応が行えるよう、常時作業者の状況を把握できるような体制を確保すること。

を重点に、改めて関係事業者等に対して注意喚起いただきますようお願い申し上げます。